

人をつなぎ、新しい動きを創る情報マガジン

ねっとWORK



2018.Jan
Vol.22

よく光る 高嶺の星や 寒の入り



今月の特集 2018年 年頭ご挨拶

新年を迎え、MRパートナーズ役員から年頭のあいさつを述べさせていただきます。2018年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



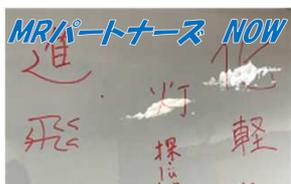
情報BOX 被扶養者異動届の取扱いが一部変更

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除制度の見直しが行われ、被扶養者異動届の取扱い変更されました。



むさしの労務相談室 過半数代表者ってどう決めるの？

年が変わり新しく年間カレンダーを作成しました。それに伴い、「時間外・休日労働に関する協定書（36協定）」も作成し直しているのですが、昨年までの労働者代表が退職して、新たに選出しなければなりません。どのように決めたら良いのでしょうか？



MRパートナーズNOW 2018年 今年の抱負

新年を迎え、弊社スタッフ一同、新たな決意を胸に今年も頑張っまいります。先日行った弊社新年会にて、今年の抱負を漢字一文字で表そうということになり、それぞれが漢字一文字に心を込めました。

今月の特集



2018年 年頭ご挨拶

社員 市来 貴

昨年は、長時間労働やパワハラなどが大きな社会の話題になり、政府が主導して働き方改革が叫ばれた年でした。今後、少子高齢化が進み、人材獲得・育成や育児・介護離職対応、生産性の向上など企業が成長するための課題は山積です。

しかし、嘆いていても始まりません。課題を前向きにとらえ、早期に対応することで他企業と差別化をし、私どもの目指す「シアワセ職場創り」が実現できる、とワクワクいたしております。

私たちMRパートナーズ職員一同も「お客様を喜ばせる」「シアワセ職場創り」という目標を実現するために、専門人材の確保や育成を更に強化して、成長を目指してまいります。

本年も変わらぬお引き立ての程よろしくお願い申し上げます。皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

代表社員 猶木 貴彦

「人間50年、下天の内をくらぶれば、夢幻の如くなり」信長が好んだ敦盛の一節の如く月日はあっという間に過ぎてしまいます。今年も一瞬で過ぎてしまわぬよう、1日1日を大切に過ごそうと思います。

さて、安倍総理は年頭所感で、今年の通常国会を「働き方改革国会」にし、労基法70年の歴史大変革するそうです。具体的には、正規、非正規、雇用形態にかかわらず、昇給や研修、福利厚生など、不合理な待遇差を是正することで、多様な働き方を自由を選択できるようにし、長時間労働の上限規制を導入して、長時間労働の慣行を断ち切り、ワーク・ライフ・バランスを確保し、誰もが働きやすい環境を整えるそうです。

具体策はともかく、誰もが働きやすい環境を創るのは、法律や行政ではなく、国民一人一人です。民間の知恵無くして、働き方改革はできないと考えます。

私たちも大いに知恵を出して、働き方改革を民間レベルで推進していきます。

社員 久嶋 卓

一昨年からMRパートナーズの役員として経営に参画し、世の中の様々な変化を感じながら、自らを変化させることに精一杯でした。そんな中、去年の年初に自ら立てた指標が「超」でした。これまでの自分を超越する、周りからの期待を超越する、といった思いで掲げた指標でした。「超」という指標に上限はなく明確なゴールがないため、今年も常に「超」を意識して、あらゆる変化に対応し、過去の自分を大きく超えていきたいと思っています。

また、私たちMRパートナーズも、「シアワセ職場を創り社会に貢献する」という理念を徹底し、地道に、一つずつ、お客様のために、あらゆる時代の変化に対応し、お客様の成長発展のために貢献して参りたいと存じます。

まだまだ発展途中の組織ではありますが、お客様のため、お役にたてる様、進化して参ります。

情報BOX

所得税法の改正により被扶養者異動届の取扱いが一部変更されました

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除制度の見直しが行われ、被扶養者異動届の取扱いが変更されました。

1. 被保険者(※税法上の居住者)の合計所得が**1,000万円**（給与所得のみの場合は、給与等の収入金額が1,220万円）を超える場合

➡ 所得税法上の控除対象配偶者に該当しないため、事業主の確認をもって収入確認のための証明書類の添付を省略することができなくなり、**証明書類の添付が必要**になります。

2. 被保険者(※税法上の居住者)の合計所得が**1,000万円以下**の場合

➡ 所得税法上の控除対象配偶者となる場合は、事業主の確認をもって収入確認のための**証明書類の添付を省略**することができます。

※税法上の居住者とは、国内に住所を有する又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する健康保険の被保険者です。（例：妻を扶養に入れる場合、居住者は夫になります。）

むさしの労務相談室

今月のご相談

過半数代表者ってどう決めるの？

年が変わり新しく年間カレンダーを作成しました。それに伴い、「時間外・休日労働に関する協定書（36協定）」も作成し直しているのですが、昨年までの労働者代表が退職して、新たに選出しなければなりません。どのように決めたら良いのでしょうか？

回答

36協定を締結するときには、「従業員の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働組合がない場合は従業員の過半数代表者と書面により協定する」ことになっています。

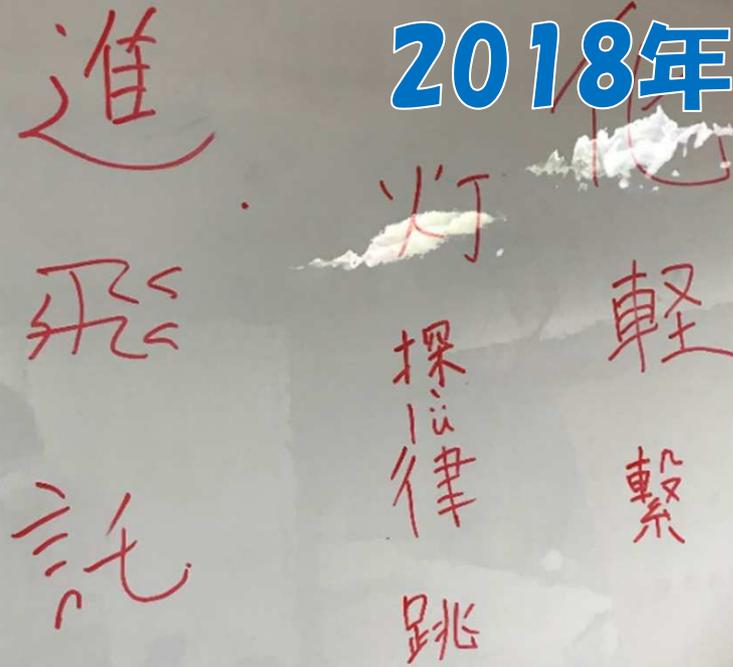
過半数代表者になるには、次の3つの要件があります。①従業員の過半数を代表している ②選出に当たってはすべての従業員が参加した民主的な手続きがとられている ③管理監督者に該当しない

注意点としては、①の従業員の過半数は正社員だけでなく、パートやアルバイトなども含みます。②の民主的な手続きは、投票や挙手、従業員の話し合いなどで、会社が指名するのはNGです。ちなみに、協定の途中で過半数代表者が退職していても、再締結する必要はありません。



業務課 古賀 デジリィ

MRパートナーズ NOW 2018年



今年の抱負

新年を迎え、弊社スタッフ一同、新たな決意を胸に今年も頑張ってます。

先日行った弊社新年会で、今年の抱負を漢字一文字で表そうということになり、それぞれがホワイトボードに漢字一文字を書きました。

化 (久嶋)	燈 (大塚)	探 (谷津)
進 (的場)	繫 (古賀)	律 (渡辺)
輕 (西村)	跳 (小林)	託 (猶木)

漢字に込めた思いは、それぞれ。

今年も良い一年にしていきたいと思います。

お仕事備忘録 (1月)

人事労務まわりで確認しておきたいことをまとめてみました。日ごろのお仕事に役立てていただけたら嬉しいです。

- 1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いが変わります
- 2. 改正職業安定法が施行され、試用期間や固定残業代の明示が必要になります
- 3. 所得税の確定申告 (還付申告) の受付が開始されます
- 4. 固定資産税の償却資産に関する申告がはじまります
- 5. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付
- 6. 源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書など、各種法定調書の提出がはじまります

編集後記♪

昨年オフィスをリニューアルした際に不要となったホワイトボードを、年末に廃棄しようとしたところ、社員から「ネットで売れるかも!」との声。「ジモティー」というサイトに掲示したら、あっという間に売れて驚きました! お役に立ててちょっぴりうれしかったです。

